

○自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程

平成14年7月5日

公安委員会規程第11号

自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程を次のように定める。

自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、自動車運転代行業の業務の適正な実施を図るため、自動車運転代行業者に対する行政処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことをいう。
- (2) 認定の取消し 法第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消すことをいう。
- (3) 指示 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定により自動車運転代行業者に対し、必要な指示をすることをいう。
- (4) 営業停止命令 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により自動車運転代行業の停止を命ずることをいう。
- (5) 営業廃止命令 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定により自動車運転代行業の廃止を命ずることをいう。

(申請に対する処分通知)

第3条 岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第5条第2項の規定により自動車運転代行業の認定をするときは、認定通知書（様式第1号）を申請者に交付して通知するものとする。

2 公安委員会は、法第5条第3項の規定により自動車運転代行業の認定をしないときは、認定に関する通知書（様式第2号）を申請者に交付して通知するものとする。

(認定に関する協議)

第4条 公安委員会は、法第5条第4項の規定により認定をし、又は認定をしない旨の処分に関して岡山県知事に協議するときは、認定に関する協議書（様式第3号）により行

うものとする。

(変更届に関する通知)

第5条 公安委員会は、法第8条第2項の規定により変更届があった旨を岡山県知事に通知するときは、変更届出に関する通知書(様式第4号)により行うものとする。

(廃業等の届出通知)

第6条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により廃業等に係る届出書の提出があった旨を岡山県知事に通知するときは、廃業等の届出に関する通知書(様式第5号)により行うものとする。

(立入検査時の身分証明書)

第7条 公安委員会は、法第21条第3項の規定により、立入検査を行う警察職員に対して身分証明書(様式第6号)を交付するものとする。

(行政処分の決定の通知)

第8条 公安委員会は、行政処分の決定をしたときは、認定取消処分通知書(様式第7号)、指示書(様式第8号)、営業停止命令書(様式第9号)又は営業廃止命令書(様式第10号)を被処分者に交付して通知するものとする。

(行政処分に関する協議及び通知)

第9条 公安委員会は、認定の取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行おうとするときは、認定取消しに関する協議書(様式第11号)、営業停止命令に関する協議書(様式第12号)又は営業廃止命令に関する協議書(様式第13号)により、あらかじめ岡山県知事に協議するものとする。

2 公安委員会は、指示を行ったときは、指示に関する通知書(様式第14号)により、岡山県知事に通知するものとする。

(聴聞の手続)

第10条 公安委員会は、認定の取消しを行おうとする場合は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。次条において「規則」という。)の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(弁明の機会の付与)

第11条 公安委員会は、指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行おうとする場合は、規則の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者について弁明の機会を付与するための手続をとるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月5日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月19日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。